

○柏市土砂等埋立て等規制条例施行規則

平成19年12月28日

規則第109号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第2条 条例第6条の安全基準（以下「安全基準」という。）は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 安全基準に適合しているかどうかの判断は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において採取した試料をそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値と安全基準とを比較して行うものとする。

(法令等に基づく許認可等を要する行為)

第2条の2 条例第9条第1項第3号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(平24規則19・追加)

(適用除外事業)

第3条 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構，国立研究開発法人森林研究・整備機構，独立行政法人水資源機構，東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，日本下水道事業団，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構，成田国際空港株式会社，独立行政法人空港周辺整備機構，独立行政法人労働者健康安全機構，独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社が行う事業
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社が行う事業
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社が行う事業
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき設立された土地改良区が行う事業
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき設立された土地区画整理組合が

行う事業

- (7) 国又は地方公共団体が資本金，基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であって，土壤の汚染又は災害の発生の防止に関し国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長が認めたものを行う事業
- (8) 運動場，駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (9) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- (10) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項第1号に規定する実施措置として行う事業（施行方法が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第8に規定する原位置封じ込め，遮水工封じ込め，土壤汚染の除去，遮断工封じ込め，土壤入換え又は盛土であるものに限る。）又は同法第12条第1項又は第2項の規定による届出をした者が当該届出に係る土地の形質の変更として行う事業（施行方法が同令別表第8に規定する原位置封じ込め，遮水工封じ込め，土壤汚染の除去，遮断工封じ込め，土壤入換え又は盛土であるものに限る。）
- (11) 柏市緑を守り育てる条例（平成7年柏市条例第23号）第11条第1項に規定する緑化計画書に基づき緑化として行う事業
- (12) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に認める事業

2 前項第7号の規定による認定を受けようとする者は，公共的団体認定申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の公共的団体認定申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 当該法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書，損益計算書及び貸借対照表
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

4 市長は，第1項第7号の規定による認定をしたときはその旨を公共的団体認定通知書により，当該認定をしないときはその旨及びその理由を書面により第2項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（平23規則64・平24規則19・平26規則34・平26規則55・平28規則11・平29規則3・平31規則61・一部改正）

（埋立事業予定地の所有者の同意）

第4条 条例第10条第1項の埋立事業予定地の所有者の同意は，次の各号に掲げる埋立事

業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を埋立事業許可を受けようとする者に交付してしなければならない。

- (1) 条例第10条第1項第1号に掲げる事業 埋立事業（予定）地内土地使用同意書
- (2) 条例第10条第1項第2号に掲げる事業 埋立事業（予定）地内（小規模）土地使用同意書
- (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる事業 埋立事業（一時堆積）（予定）地内土地使用同意書
- (4) 条例第10条第1項第4号に掲げる事業 埋立事業（小規模一時堆積）（予定）地内土地使用同意書

（平27規則5・一部改正）

（埋立事業の計画等に係る事前協議）

第5条 条例第11条第1項の規定により市長と協議しようとする者（次項において「協議申出者」という。）は、埋立事業（変更）許可事前協議書に市長が必要と認める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第11条第1項の規定による協議が成立したときは、埋立事業（変更）許可事前協議済書を協議申出者に交付するものとする。

（事前協議申出に係る添付書類又は添付図面の原本の還付請求）

第5条の2 前条第1項の規定により埋立事業の計画等に係る事前協議の申出（以下この条において「事前協議申出」という。）をした者は、当該事前協議申出の際に同項の規定により添付した書類又は図面の原本の還付を請求することができる。ただし、当該事前協議申出のためにのみ作成された書類及び図面については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による原本の還付の請求（以下この条において「原本還付請求」という。）をする者は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。
- 3 市長は、原本還付請求があった場合には、当該原本還付請求に係る書類又は図面の原本を還付するものとする。この場合においては、前項の謄本と当該原本還付請求に係る書類又は図面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載するものとする。
- 4 前項前段の規定にかかわらず、市長は、偽造された書類又は図面その他の不正な事前協議申出のために用いられた疑いがある書類又は図面の原本は還付しないものとする。

（平23規則64・追加）

（一時堆積事業以外の埋立事業に係る埋立事業許可の申請）

第6条 条例第12条第1項の申請書は、埋立事業許可申請書とする。

2 条例第12条第1項の申請をする者は、あらかじめ次に掲げるところにより埋立事業区域の表土の地質検査を行い、その結果を同項第5号の埋立事業区域の表土の地質の状況として同項の申請書に記載しなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる埋立事業区域の面積に応じ、埋立事業区域をそれぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする埋立事業区域の表土中の土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに、当該土砂等の汚染状況を的確に把握することができる認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

3 条例第12条第1項第13号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 埋立事業の目的

(2) 埋立事業場の区域の位置及び面積

(3) 条例第12条第1項の申請をする者が埋立事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（以下単に「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと

認められる者を含む。以下同じ。)の氏名)

(4) 条例第12条第1項の申請をする者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

(5) 条例第12条第1項の申請をする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

(6) 条例第12条第1項の申請をする者に第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

4 条例第12条第1項の申請に係る同条第3項第1号の条例第10条第1項の同意を得たことを証する書類は、第4条の規定により交付された同条第1号の埋立事業(予定)地内土地使用同意書(当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同条第2号の埋立事業(予定)地内(小規模)土地使用同意書)とする。

5 条例第12条第1項の申請に係る同条第3項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面(当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1号から第12号まで、第14号から第18号まで及び第22号から第26号までに掲げる書類及び図面)とする。

(1) 住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)

(2) 削除

(3) 当該申請をする者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(4) 当該申請をする者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(5) 当該申請をする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)

(6) 当該申請をする者に第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(7) 埋立事業区域の実測図

(8) 埋立事業場の区域の位置図及び実測図並びに付近の見取図

- (9) 埋立事業予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し
 - (10) 埋立事業の用に供する施設の区域の土地に係る登記事項証明書及び公図の写し
 - (11) 埋立事業区域の平面図及び断面図(埋立事業の施工の前後の構造及び条例第33条の2第1項第1号に規定する高低差に係る数値が確認できるものに限る。)
 - (12) 埋立事業の用に供する施設の区域の平面図及び断面図
 - (13) 第2項の規定による埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)(第21条第3号において「環境計量士」という。))が発行したものに限り。以下同じ。)
 - (14) 埋立事業に使用される土砂等の量の計算書
 - (15) 土質試験等に基づく土砂等の堆積の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (16) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
 - (17) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (18) 埋立事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が別に定める事項を記載した埋立事業施工計画書
 - (19) 条例第12条第1項第4号の現場責任者が現場責任者であることを証する書面
 - (20) 条例第12条第1項第4号の現場責任者の顔写真が貼付された現場責任者説明事項票
 - (21) 条例第12条第1項第4号の現場責任者の住民票の写し
 - (22) 埋立事業に使用される土砂等の搬入経路図
 - (23) 削除
 - (24) 条例第10条第1項の同意をした者の印鑑登録証明書(当該同意をした者が法人である場合にあっては、当該法人の印鑑証明書)
 - (25) 条例第33条の2第1項本文の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、第28条の3第3項に規定する書面
 - (26) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、同項に規定する書

類及び図面の一部を省略することができる。

(平24規則19・平26規則34・平26規則55・平27規則5・令3規則2・令7規則56・
一部改正)

(一時堆積事業に係る埋立事業許可の申請)

第7条 条例第12条第2項の申請書は、埋立事業(一時堆積)許可申請書とする。

2 前条第2項の規定は、条例第12条第2項の申請をする者(当該申請に係る埋立事業区域が当該埋立事業区域の表土と当該申請に係る埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造を有するものである者を除く。)について準用する。この場合において、前条第2項中「同項第5号」とあるのは、「同項第1号」と読み替えるものとする。

3 条例第12条第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 埋立事業場の区域の位置及び面積

(2) 条例第12条第2項の申請をする者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名)

(3) 条例第12条第2項の申請をする者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所

(4) 条例第12条第2項の申請をする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

(5) 条例第12条第2項の申請をする者に第7条の4に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

(6) 土砂等の堆積を最大限にした場合における当該土砂等の量

4 条例第12条第2項の申請に係る同条第3項第1号の条例第10条第1項の同意を得たことを証する書類は、第4条の規定により交付された同条第3号の埋立事業(一時堆積)(予定)地内土地使用同意書(当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあつては、同条第4号の埋立事業(小規模一時堆積)(予定)地内土地使用同意書)とする。

5 条例第12条第2項の申請に係る同条第3項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面(当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあつては、第1号(前条第5項第19号から第22号までに係る部分を除く。)、第2号及び第5号に掲げる書類及び図面)とする。

- (1) 前条第5項第1号から第10号まで、第12号、第15号から第24号まで及び第26号に掲げる書類及び図面
 - (2) 埋立事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積を最大限にした場合における当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
 - (3) 埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (4) 埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項において準用する前条第2項の規定による埋立事業区域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、同項に規定する書類及び図面の一部を省略することができる。

（平24規則19・平26規則34・平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正）

（一時堆積事業以外の埋立事業に係る埋立事業届出）

第7条の2 条例第12条第4項の届出書は、埋立事業届出書とする。

- 2 第6条第2項の規定は、条例第9条第3項の規定による届出（一時堆積事業に係るものを除く。）をする者について準用する。この場合において、第6条第2項各号列記以外の部分中「条例第12条第1項の申請」とあるのは「条例第9条第3項の規定による届出（一時堆積事業に係るものを除く。）」と、「同項第5号」とあるのは「条例第12条第1項第5号」と、「同項の申請書」とあるのは「同条第4項の届出書」と読み替えるものとする。
- 3 条例第9条第3項の規定による届出（一時堆積事業に係るものを除く。）に係る条例第12条第4項の規則で定める事項は、第6条第3項第1号から第3号までに掲げる事項とする。この場合において、同号中「条例第12条第1項の申請」とあるのは、「条例第9条第3項の規定による届出（一時堆積事業に係るものを除く。）」とする。
- 4 条例第9条第3項の規定による届出（一時堆積事業に係るものを除く。）に係る条例第12条第6項第3号の規則で定める書類及び図面は、第6条第5項第7号、第8号、第11号から第14号まで、第18号から第20号まで、第22号及び第26号（当該届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第7号、第8号、第11号、第12号、第14号、第18号、第22号及び第26号）に掲げる書類及び図面とする。この場合において、

同項第11号中「埋立事業の施工の前後の構造及び条例第33条の2第1項第1号に規定する高低差に係る数値」とあるのは「埋立事業の施工の前後の構造」とする。

(平24規則19・追加, 平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正)

(一時堆積事業に係る埋立事業届出)

第7条の3 条例第12条第5項の届出書は, 埋立事業(一時堆積)届出書とする。

2 第6条第2項の規定は, 条例第9条第3項の規定による届出(一時堆積事業に係るものに限る。)をする者(当該届出に係る埋立事業区域が当該埋立事業区域の表土と当該届出に係る埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造を有するものである者を除く。)について準用する。この場合において, 第6条第2項各号列記以外の部分中「条例第12条第1項の申請」とあるのは「条例第9条第3項の規定による届出(一時堆積事業に係るものに限る。)」と, 「同項第5号」とあるのは「条例第12条第1項第5号」と, 「同項の申請書」とあるのは「同条第5項の届出書」と読み替えるものとする。

3 条例第9条第3項の規定による届出(一時堆積事業に係るものに限る。)に係る条例第12条第5項の規則で定める事項は, 第7条第3項第1号, 第2号及び第6号に掲げる事項とする。この場合において, 同項第2号中「条例第12条第2項の申請」とあるのは, 「条例第9条第3項の規定による届出(一時堆積事業に係るものに限る。)」とする。

4 条例第9条第3項の規定による届出(一時堆積事業に係るものに限る。)に係る条例第12条第6項第3号の規則で定める書類及び図面は, 第6条第5項第7号, 第8号, 第12号, 第18号から第20号まで及び第26号並びに第7条第5項第2号から第5号まで(当該届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては, 第6条第5項第7号, 第8号, 第12号, 第18号及び第26号並びに第7条第5項第2号及び第5号)に掲げる書類及び図面とする。

(平24規則19・追加, 平26規則34・平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正)

(条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第7条の4 条例第13条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人は, 条例第12条第1項又は同条第2項の申請をする者の使用人で, 次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては, 主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか, 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で, 埋立事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(平26規則34・追加)

(構造上の基準)

第8条 条例第13条第1項第6号の規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(平24規則19・一部改正)

第9条 削除

(平24規則19)

(埋立事業許可の通知等)

第10条 市長は、条例第12条第1項又は第2項の申請があった場合において、埋立事業許可をする旨の決定をしたときはその旨を、埋立事業許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を埋立事業許可(不許可)決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(届出済書)

第10条の2 市長は、条例第9条第3項、条例第14条第7項又は条例第27条第8項の規定による届出があったときは、届出済書を当該届出をした者に交付するものとする。

(平24規則19・追加、平26規則55・一部改正、令7規則56・一部改正)

(埋立事業許可の変更の許可等を要しない軽微な変更)

第11条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又はその代表者若しくは役員の氏名)の変更
- (3) 条例第9条第1項の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員
 - イ 役員
 - ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 第7条の4に規定する使用人
- (4) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (5) 一時堆積事業以外の埋立事業にあっては、当該埋立事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)

- (6) 埋立事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- (7) 埋立事業区域（当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が一時堆積事業である場合にあっては、埋立事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行うための施設の位置の変更
- (8) 埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置として埋立事業区域内に設けた排水施設又は埋立事業区域外に設けた柵の構造の変更（当該排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

（平24規則19・平26規則34・平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正）

（埋立事業許可の変更の許可の申請等）

第12条 第4条の規定は、条例第14条第4項の埋立事業地の所有者の同意について準用する。

2 第5条第1項及び第5条の2の規定は条例第14条第6項において準用する条例第11条第1項の規定による協議をしようとする者及び当該協議の申出をした者について、第5条第2項の規定は当該協議が成立したときについて準用する。

3 条例第15条第1項の申請書は、埋立事業変更許可申請書とする。

4 条例第15条第2項第1号の条例第14条第4項の同意を得たことを証する書類は、第1項において準用する第4条の規定により交付された同条各号に定める書類とする。

5 条例第15条第2項第2号の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類及び図面並びに条例第33条の2第4項において準用する同条第1項本文の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、第28条の3第3項に規定する書面とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 第6条第5項各号（第25号を除く。）及び第7条第5項各号並びに条例第12条第3項第2号に掲げる書類及び図面のうち条例第14条第1項の許可を受けようとする変更に係るもの

(2) 一時堆積事業に係る埋立事業について条例第12条第1項第7号に掲げる事項の変更に係る条例第14条第1項の許可を受けようとする場合 第6条第5項第9号及び第10号に掲げる書類及び図面のほか、同項第1号から第8号まで、第11号から第24号まで及び第26号並びに第7条第5項各号並びに条例第12条第3項第2号に掲げる書類及び図面のうち当該許可を受けようとする変更に係るもの

6 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、同項に規定する書類及び図面の一部を省略することができる。

7 条例第14条第7項の規定による届出は、当該届出に係る変更の事実を証する書類並びに第6条第5項各号（第25号を除く。）及び第7条第5項各号並びに条例第12条第3項第2号に掲げる書類及び図面のうち条例第14条第7項の規定による届出をしようとする変更に係るものを添付した埋立事業変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

（平23規則64・平24規則19・平27規則5・令7規則56・一部改正）

（一時堆積事業に係る埋立事業許可の変更の許可の特例）

第12条の2 条例第14条第2項ただし書の規則で定めるものは、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第2条第3項に規定するストックヤード運営事業者であって、その者が同告示第3条第1項の登録を受けて運営を行うストックヤードについて一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けているものとする。

（令7規則56・追加）

（埋立事業許可の変更の許可の通知等）

第13条 市長は、条例第15条第1項の申請があった場合において、条例第14条第1項の許可をする旨の決定をしたときはその旨を、当該許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を埋立事業変更許可（不許可）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（埋立事業の軽微な変更の届出等）

第14条 条例第16条第1項又は第2項の規定による届出は、当該届出に係る変更の事実を証する書類又は図面を添付した埋立事業軽微変更届出書によりしなければならない。ただし、第11条第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りではない。

2 条例第16条第1項の規定による通知は、埋立事業軽微変更通知書によりしなければならない。ただし、第11条第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りではない。

（平24規則19・平26規則34・平26規則55・一部改正）

（埋立事業の着手の届出）

第15条 条例第18条の規定による届出は、埋立事業着手届出書によりなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第16条 条例第19条に規定する届出書は、土砂等搬入届出書とする。

2 条例第19条の規定による届出は、同一の発生場所（条例第12条第1項第9号に規定す

る発生場所をいう。以下同じ。) から搬入しようとする土砂等の量が5,000立方メートル以内ごとにしなければならない。

- 3 条例第19条の当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証する規則で定める書類は、埋立事業区域に搬入される土砂等を発生させ、又は採取する事業を行う者(以下「発生事業者」という。)が発行した土砂等発生元証明書とする。
- 4 条例第19条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証する規則で定める書類は、土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真を添付した埋立事業区域に搬入される土砂等に係る検査試料採取調書並びに地質分析(濃度)結果証明書とする。
- 5 条例第19条第1号の規則で定める書類は、土砂等売渡・譲渡証明書とする。
- 6 条例第19条第2号の当該特定一時堆積を行う場所に搬入される際に安全基準に適合していることを証する書類は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行う検査に基づいて作成されたものでなければならない。

(平20規則113・平23規則64・平26規則55・平27規則5・一部改正)

(土砂等管理台帳)

第17条 条例第20条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、土砂等管理台帳(一時堆積事業用))とする。

- 2 条例第20条第1項の規定による土砂等管理台帳の作成は、埋立事業許可の期間(条例第14条第1項の許可を受けて当該期間を変更した場合にあつては、当該変更後の期間。以下同じ。)又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間(条例第14条第7項の規定による届出を行って当該期間を変更した場合にあつては、当該変更後の期間。以下同じ。)を当該期間の開始日又は当該開始日に相当する日(相当する日がない場合にあつては、当該開始日の翌日に相当する日)を始期とする1年の期間ごとに区分し、当該区分した期間に属する各月ごとに、当該月における同項各号に掲げる事項を、当該月の末日(当該区分した期間の終了日が属する月にあつては、当該終了日)までに記載してしなければならない。
- 3 条例第20条第1項の規定による土砂等管理台帳の作成は、電磁的記録により行うことができる。
- 4 前項の規定による電磁的記録の作成は、埋立事業許可を受けた者の使用に係る電子計算機(第28条の2において「電子計算機」という。)に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物（第28条の2において「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

5 条例第20条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (2) 埋立事業許可の番号又は埋立事業届出の届出番号
- (3) 埋立事業区域の位置及び面積
- (4) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間
- (5) 埋立事業に使用される土砂等の量（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、一時堆積事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量の1月ごと及び1年ごとの合計）
- (6) 現場責任者の氏名及び職名並びに埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者の連絡先の電話番号
- (7) 埋立事業に使用される土砂等の発生場所並びに発生事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (8) 埋立事業に使用される土砂等を発生させ、又は採取する事業の内容及び当該事業の責任者の氏名
- (9) 埋立事業に使用される土砂等に係る発生事業者との間の契約における当該土砂等の搬入量及び搬入期間
- (10) 埋立事業に使用される土砂等の運搬を委託した場合にあつては、当該運搬の受託者の氏名（法人にあつては、その名称）

（平23規則64・平24規則19・平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正）

（土砂等の量等の報告）

第18条 条例第20条第2項の報告書は、当該報告書に記載した期間の埋立事業区域の現場写真を添付した埋立事業状況報告書（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、埋立事業（一時堆積）状況報告書）とする。

2 条例第20条第2項の規定による報告は、次に掲げるところによりしなければならない。

- (1) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、3月。以下この号において同じ。）を経過するごとに、当該6月を経過した日から1週間以内に行うこと。

(2) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間のうち前号の規定によりされた報告に係る期間以外の期間における埋立事業に係る報告は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日までにする。

ア 埋立事業の休止（2月以上の休止に限る。以下同じ。）をした場合 当該休止をした日から1週間を経過する日

イ 埋立事業の廃止をした場合 条例第25条第1項前段の規定による届出をする日

ウ 満了日（条例第24条第2項に規定する満了日をいう。以下同じ。）までに埋立事業を完了しなかった場合（イ及びオに掲げる場合を除く。） 条例第25条第1項後段の規定による届出をする日

エ 満了日までに埋立事業を完了した場合 条例第26条第3項の規定による届出をする日

オ 条例第30条第1項の規定による埋立事業許可の取消しを受けた場合 当該取消しの通知を受けた日から1週間を経過する日

（平24規則19・平26規則55・平27規則5・一部改正）

（地質検査）

第19条 条例第21条第1項の地質検査（以下この条及び第21条において「地質検査」という。）は、次に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者が、当該一時堆積事業に係る埋立事業区域において条例第19条の規定による届出に係る土砂等ごとに区分して当該土砂等を堆積している場合にあつては、当該区分して堆積されている土砂等に係る地質検査は、省略することができる。

(1) 地質検査は、次に掲げるところにより定める検査区域ごとに行うこと。

ア 埋立事業区域(当該地質検査のための試料に係る土砂等を採取する日までに土砂等の埋立て等が行われた区域に限る。イにおいて同じ。)の面積が3,000平方メートルを超えない場合にあつては、当該埋立事業区域の全域を1の検査区域とすること。

イ 埋立事業区域の面積が3,000平方メートルを超える場合にあつては、当該埋立事業区域を3,000平方メートル以内の面積に等分した区域を1の検査区域とすること。

(2) 地質検査のための試料は、前号の検査区域（以下この条において「検査区域」という。）ごとに、当該検査区域の中央地点（以下この号において「中央地点」という。）及び当該検査区域内にあるアからエまでに掲げる地点(これらの地点をとることができない場合にあつては、市長が指示する地点)において等量の土砂等を採取したものを混

合して作成すること。

ア 中央地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある任意の地点（以下この号において「ア点」という。）

イ ア点を起点とし、中央地点を終点とする直線を中央地点側に延長した直線上にある点であって、中央地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある任意の地点（以下この号において「イ点」という。）

ウ ア点及びイ点を結ぶ直線と中央地点を交点に直角で交わる直線上にある点であって、中央地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある任意の地点（以下この号において「ウ点」という。）

エ ウ点を起点とし、中央地点を終点とする直線を中央地点側に延長した直線上にある点であって、中央地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある任意の地点

(3) 前号の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、市長が別に定めるところにより、複数の検査区域から採取された土砂等を混合して地質検査のための試料を作成することができること。

(4) 地質検査は、前2号の規定により1又は複数の検査区域ごとに作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 地質検査は、埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、3月）を経過するごと及び条例第25条第1項の規定による届出をした場合又は条例第26条第3項の規定による届出（埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造を有する埋立事業区域において行われた一時堆積事業に係るものを除く。）をした場合に、市長が指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に行わなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、地質検査を省略することができる。

(1) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、3月）を経過するごとの期間に、土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(2) 条例第25条第1項の規定による届出をする日から6月（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、3月）前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(3) 条例第26条第3項の規定による届出（埋立事業区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造を有する埋立事業区域において行われた一時堆積事業に係るものを除く。）をする日から6月（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、3月）前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合

（平24規則19・平26規則55・平27規則5・令3規則2・一部改正）

（水質検査）

第20条 条例第21条第1項の水質検査（以下この条及び次条において「水質検査」という。）は、埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間の開始日から6月（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、3月）ごと及び条例第25条第1項又は第26条第3項の規定による届出をした場合に、市長が指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、試料を採取し、当該試料について環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。ただし、小規模埋立て等である埋立事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者である場合又は当該市長が指定する期日において試料を採取する地点に試料がないと市長が認める場合にあつては、水質検査を省略することができる。

（平24規則19・平26規則55・平27規則5・一部改正）

（地質検査等の報告）

第21条 条例第21条第1項の規定による地質検査又は水質検査の結果の報告は、地質検査又は水質検査を行った日から30日以内に、次に掲げる書類及び図面を添付した埋立事業地質等検査報告書により行わなければならない。

- (1) 地質検査に係る土壌中の土砂等又は水質検査に係る排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 地質検査の結果の報告にあつては、第19条第1項第2号又は第3号の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- (3) 水質検査の結果の報告にあつては、前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（環境計量士が発行したものに限る。）

（平23規則64・平26規則55・平28規則11・一部改正）

（標識の設置等）

第22条 条例第23条第1項の標識は、土砂等の埋立て等に関する標識とする。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先の電話番号
- (2) 埋立事業許可の年月日及びその番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号
- (3) 埋立事業区域の位置
- (4) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間
- (5) 埋立事業の目的
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 埋立事業区域（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、埋立事業場の区域。次号において同じ。）の面積
- (8) 埋立事業区域の見取図
- (9) 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、当該土砂等の堆積を最大限にした場合における当該土砂等の量）

3 条例第23条第2項の規定による境界を明らかにする表示は、次に掲げるところによりしなければならない。

- (1) 一時堆積事業以外の埋立事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、境界線上に木製のくいを視認できるように設置すること。
- (2) 一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者にあつては、境界線上に柱（材質が松の丸太であつて、その太さが末口で9センチメートル以上のものに限る。）を地表面からの高さが1メートル以上になるように設置し、その上端部から10センチメートル以上を赤色のペンキで塗色すること。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるところにより条例第23条第2項の規定による境界を明らかにする表示をすることが困難であると認めるときは、前項各号に掲げる方法と同等以上の効果を有する方法であると市長が認める方法をもってこれに代えさせることができる。

（平24規則19・平26規則34・平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正）

（埋立事業の廃止等に係る事前の届出）

第23条 条例第24条第1項の規定による届出は、埋立事業区域の状況が確認できる現場写真を添付した埋立事業廃止（休止）事前届出書によりしなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立事業許可の年月日及びその番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号
- (2) 埋立事業区域の位置
- (3) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間
- (4) 埋立事業の休止をしようとする場合にあっては、当該休止の期間
- (5) 埋立事業の廃止又は休止をした場合の埋立事業区域の構造
- (6) 埋立事業の廃止又は休止をするまでの工程
- (7) 廃止又は休止をしようとする埋立事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該一時堆積事業に係る埋立事業区域のうち当該一時堆積事業に使用された土砂等が堆積されている区域の面積

3 条例第24条第2項の規則で定めるときは、埋立事業許可に係る埋立事業について当該埋立事業許可を受けた者が満了日前に条例第12条第1項第7号に掲げる事項の変更に係る条例第14条第1項の許可を受けようとするときとする。

4 条例第24条第2項の規定による届出は、埋立事業区域の状況が確認できる現場写真を添付した埋立事業終了事前届出書によりしなければならない。

5 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立事業許可の年月日及びその番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号
- (2) 埋立事業区域の位置
- (3) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間
- (4) 埋立事業の終了（満了日までに埋立事業を完了する見込みがないため埋立事業を満了日以前の日において廃止することをいう。）をした場合の埋立事業区域の構造
- (5) 埋立事業が終了するまでの工程

（平24規則19・平26規則55・平27規則5・令7規則56・一部改正）

（埋立事業の廃止等の届出等）

第24条 条例第25条第1項の規定による届出は、埋立事業廃止等届出書によりしなければならない。

2 条例第25条第3項の規定による通知は、埋立事業廃止等検査結果通知書によりするものとする。

（埋立事業の完了の届出等）

第25条 条例第26条第1項の規定による届出は、埋立事業区域の状況が確認できる現場写真を添付した埋立事業完了事前届出書によりしなければならない。

2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立事業許可の年月日及びその番号又は埋立事業届出の届出年月日及び届出番号
- (2) 埋立事業区域の位置
- (3) 埋立事業許可の期間又は埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間
- (4) 埋立事業の完了の予定年月日
- (5) 埋立事業を完了した場合の埋立事業区域の構造

3 条例第26条第3項の規定による届出は、埋立事業完了届出書によりしなければならない。

4 条例第26条第4項の規定による通知は、埋立事業完了検査結果通知書によりするものとする。

(平24規則19・平26規則55・一部改正)

(譲受けの許可の申請等)

第26条 第4条の規定は、条例第27条第2項の埋立事業地の所有者の同意について準用する。

2 第5条第1項及び第5条の2の規定は条例第27条第4項において準用する条例第11条第1項の規定による協議をしようとする者及び当該協議の申出をした者について、第5条第2項の規定は当該協議が成立したときについて準用する。この場合において、同条第1項中「埋立事業（変更）許可事前協議書」とあるのは「埋立事業譲受け許可事前協議書」と、同条第2項中「埋立事業（変更）許可事前協議済書」とあるのは「埋立事業譲受け許可事前協議済書」と読み替えるものとする。

3 条例第27条第5項の申請書は、埋立事業譲受け許可申請書とする。

4 条例第27条第5項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立事業許可の年月日及びその番号
- (2) 埋立事業区域の位置
- (3) 埋立事業許可の期間
- (4) 条例第27条第5項の申請をする者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名及び住所
- (5) 条例第27条第5項の申請をする者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
- (6) 条例第27条第5項の申請をする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の

有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

(7) 条例第27条第5項の申請をする者に第7条の4に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名及び住所

(8) 現場責任者の氏名及び職名

(9) 譲受けの理由

5 条例第27条第6項第1号の同条第2項の同意を得たことを証する書類は、第1項において準用する第4条の規定により交付された同条各号に定める書類とする。

6 条例第27条第6項第2号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面（当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあつては、第1号から第8号まで及び第13号から第15号までに掲げる書類及び図面）とする。

(1) 住民票の写し（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）

(2) 削除

(3) 条例第27条第5項の申請をする者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(4) 条例第27条第5項の申請をする者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

(5) 条例第27条第5項の申請をする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）

(6) 条例第27条第5項の申請をする者に第7条の4に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

(7) 埋立事業区域の位置図及び付近の見取図

(8) 埋立事業地に係る登記事項証明書及び公図の写し

(9) 第4項第8号の現場責任者が現場責任者であることを証する書面

(10) 第4項第8号の現場責任者の顔写真が貼付された現場責任者説明事項票

(11) 第4項第8号の現場責任者の住民票の写し

(12) 削除

(13) 条例第27条第2項の同意をした者の印鑑登録証明書（当該同意をした者が法人である場合にあつては、当該法人の印鑑証明書）

(14) 条例第33条の2第5項において準用する同条第1項本文の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、第28条の3第3項に規定する書面

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

7 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、同項に規定する書類及び図面の一部を省略することができる。

8 条例第27条第9項の届出書は、埋立事業譲受け届出書とする。

9 条例第27条第8項の規定による届出に係る同条第9項前段の規則で定める事項は、第4項第1号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる事項とする。この場合において、同項第1号中「埋立事業許可の年月日及びその番号」とあるのは「埋立事業届出の届出年月日及び届出番号」と、同項第3号中「埋立事業許可の期間」とあるのは「埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間」とする。

10 条例第27条第8項の規定による届出に係る同条第9項前段の規則で定める書類及び図面は、第6項第7号、第9号、第10号及び第15号（当該届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第7号及び第15号）に掲げる書類及び図面とする。

（平23規則64・平24規則19・平26規則34・平26規則55・平27規則5・令3規則2・令7規則56・一部改正）

（埋立事業の譲受けの許可の通知等）

第27条 市長は、条例第27条第5項の申請があった場合において、同条第1項の許可をする旨の決定をしたときはその旨を、当該許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を埋立事業譲受け許可（不許可）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（相続等の届出等）

第28条 条例第28条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付した埋立事業相続等届出書によりしなければならない。

(1) 住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(2) 削除

(3) 当該届出をする者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び役員住民票の写し（当該未成年者が条例第28条第1項の規定により埋立事業届出をした者の地位を承継した者である場合は、当該法人の登記事項証明書））

(4) 当該届出をする者（条例第28条第1項の規定により埋立事業届出をした者の地位を

承継した者を除く。次号及び第6号において同じ。)が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

- (5) 当該届出をする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (6) 当該届出をする者に第7条の4に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相続、合併又は分割の事実を証するために市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要がないと認めるときは、同項に規定する書類の一部を省略することができる。

3 条例第28条第2項の規定による通知は、埋立事業相続等通知書によりしなければならない。

(平24規則19・平26規則34・平27規則5・令3規則2・令7規則56・一部改正)

(電磁的記録による保存)

第28条の2 条例第32条第2項の規定による保存又は第17条第3項の規定により土砂等管理台帳の作成を行う場合における条例第32条第3項の規定による保存は、次に掲げるところより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存すること。
- (2) 必要に応じ電磁的記録に保存された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができること。

(平27規則5・追加)

(質権の設定等)

第28条の3 条例第33条の2第3項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の質権設定契約(以下「質権設定契約」という。)は、質権設定契約書により行わなければならない。

2 条例第33条の2第1項本文(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により保証金を預入した者(以下「預入者」という。)は、同条第3項

の規定による質権の設定に際し、書面により、当該質権の設定に係る同条第1項本文に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）の承諾を得なければならない。

- 3 預入者は、前項の承諾を得たときは、速やかに、当該承諾を証する確定日付のある書面を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、質権設定契約に基づき、預入者から条例第33条の2第1項本文の規定により預入した保証金に係る定期預金の預金証書を預かり、当該預入者に預り証を交付するものとする。
- 5 前各項の規定は、条例第33条の3第2項の規定により保証金を預入した者について準用する。この場合において、第1項中「条例第33条の2第3項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは「条例第33条の3第3項において準用する条例第33条の2第3項」と、第2項中「同条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する条例第33条の2第3項」と、「に係る同条第1項本文」とあるのは「に係る条例第33条の3第2項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する第2項」と、前項中「条例第33条の2第1項本文」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（平27規則5・追加）

（意見を述べる機会の付与）

第28条の4 柏市行政手続条例（平成8年柏市条例第1号。以下「手続条例」という。）

第27条、第28条並びに第29条において準用する手続条例第15条第3項及び第16条の規定は、条例第33条の4の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において、手続条例第27条第1項中「行政庁」とあるのは「市長」と、「弁明書」とあるのは「意見書」と、手続条例第28条中「行政庁」とあるのは「市長」と、「弁明書」とあるのは「意見書」と、「不利益処分」とあるのは「質権の実行」と、手続条例第29条において準用する手続条例第15条第3項中「行政庁」とあるのは「市長」と、「不利益処分」とあるのは「質権の実行」と、「第28条」とあるのは「第28条の4において準用する手続条例第28条」と、「同条第3号」とあるのは「第28条の4において準用する手続条例第28条第3号」と、手続条例第29条において準用する手続条例第16条第1項中「第28条」とあるのは「第28条の4において準用する手続条例第28条」と、「第29条において準用する第15条第3項後段」とあるのは「第28条の4において準用する手続条例第29条において準用する手続条例第15条第3項後段」と、手続条例第29条において準用する手続条例第16条第4項中「行政庁」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(平27規則5・追加)

(質権の実行)

第28条の5 市長は、条例第33条の4の規定により保証金の払戻しを受けようとするときは、当該保証金に係る金融機関に対し、質権設定契約に基づき設定した質権を実行する旨及びその額を質権実行通知書により通知し、当該金融機関から当該額に相当する額の保証金の払戻しを受けるものとする。

(平27規則5・追加)

(質権の解除)

第28条の6 市長は、条例第33条の5の規定により質権を解除したときは、第28条の3第4項の預金証書を当該解除した質権に係る預入者に返還するものとする。

2 前項の規定による返還を受けた者は、速やかに、当該返還を受けた預金証書に係る第28条の3第4項の預り証を市長に返還しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第33条の3第2項の規定により保証金を預入した者について準用する。この場合において、第1項中「第28条の3第4項」とあるのは「第28条の3第5項において準用する同条第4項」と、前項中「前項」とあるのは「第3項において準用する第1項」と、「第28条の3第4項」とあるのは「第28条の3第5項において準用する同条第4項」と読み替えるものとする。

(平27規則5・追加)

(身分を示す証明書)

第29条 条例第35条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(書類等の提出)

第30条 条例第12条第1項及び第2項、第15条第1項並びに第27条第5項の申請、条例第9条第3項、第14条第7項、第16条第1項及び第2項、第18条、第19条、第24条第1項及び第2項、第25条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条第8項並びに第28条第2項の規定による届出並びに条例第20条第2項並びに第21条第1項及び第2項の規定による報告に係る書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

(平24規則19・令7規則56・一部改正)

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(柏市埋立事業規制条例施行規則の廃止)

2 柏市埋立事業規制条例施行規則（平成10年柏市規則第41号）は、廃止する。

附 則（平成20年規則第113号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第64号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条第3項及び第17条第3項第7号の改正規定は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する埋立事業について適用し、同日前に着手した埋立事業については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条の2の規定（第12条第2項及び第26条第2項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に提出する埋立事業（変更）許可事前協議書に係る事前協議の申出について適用し、同日前に提出した埋立事業（変更）許可事前協議書に係る事前協議の申出については、なお従前の例による。

4 改正後の第16条第3項の規定は、第16条第3項の改正規定の施行の日以後に行う届出に係る届出書に添付する土砂等発生元証明書について適用し、同日前に行った届出に係る届出書に添付した土砂等発生元証明書については、なお従前の例による。

5 改正後の第21条の規定は、施行日以後に行う地質検査又は水質検査に係る結果の報告について適用し、同日前に行った地質検査又は水質検査に係る結果の報告については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例（平成24年柏市条例第6号。以下「改正条例」という。）附則第6項の規定により改正条例による改正後の柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例第60号）第9条から第13条まで及び第17条の規定の例

により行うことができることとされる場合における改正条例附則第6項に規定する許可及び届出、説明及び同意、協議及び指導、許可の申請及び届出書の提出並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の第2条の2、第3条、第6条から第9条まで、第10条の2、第30条及び別表第2から別表第4までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年規則第34号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う一時たい積事業以外の埋立事業に係る埋立事業許可の申請について適用し、施行日前に行った一時たい積事業以外の埋立事業に係る埋立事業許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条の規定は、施行日以後に行う一時たい積事業に係る埋立事業許可の申請について適用し、施行日前に行った一時たい積事業に係る埋立事業許可の申請については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第7条の2の規定は、施行日以後に行う一時たい積事業以外の埋立事業に係る埋立事業届出について適用し、施行日前に行った一時たい積事業以外の埋立事業に係る埋立事業届出については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第7条の3の規定は、施行日以後に行う一時たい積事業に係る埋立事業届出について適用し、施行日前に行った一時たい積事業に係る埋立事業届出については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第26条の規定は、施行日以後に行う譲受けの許可の申請について適用し、施行日前に行った譲受けの許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第5号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第3号及び第4号、第6条の見出し、第7条の見出し並びに第7条の2の見出し及び同条第2項の改正規定、同条第3項の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。）、第7条の3の見出し並びに同条第1項及び第2項の改正規定、同条第3項の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定（「第25号」を「第26号」に改める部分を除く。）、第11条第6号及び第8号、第16条第6項並びに第17条第1項の改正規定、同条第3項第5号中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定、第18条第1項及び第2項第1号、第19条第1項ただし書及び第2項、第20条、第22条第2項第7号及び第9号並びに第3項並びに第23条第2項第7号の改正規定並びに第28条の次に5条を加える改正規定（第28条の2に係る部分に限る。） 柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例（平成27年柏市条例第6号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日

(2) 第6条第3項第4号から第6号まで及び同条第5項第5号、第7条第3項各号、第7条の2第3項（前号に掲げる改正規定を除く。）、第7条の3第3項（前号に掲げる改正規定を除く。）、第26条第4項第4号から第7号まで、同条第6項第5号及び同条第9項並びに第28条第1項第5号の改正規定 平成27年4月1日

附 則（平成28年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条の規定は、この規則の施行の日以後に行う地質検査又は水質検査に係る結果の報告について適用し、同日前に行った地質検査又は水質検査に係る結果の報告については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定（「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に採取する試料に係る地質検査について適用し、同日前に採取した試料に係る地質検査については、なお従前の例による。

附 則（平成31年規則第61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第10号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する埋立事業について適用し、施行日前に着手する埋立事業については、なお従前の例による。

- 3 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置に係る改正後の第3条第1項第10号の規定の適用については、同号中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項第1号に規定する実施措置」とあるのは「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）第2条の規定による改正前の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項に規定する指示措置等」と、「同法」とあるのは「土壤汚染対策法」とする。

- 4 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に採取する試料に係る地質検査について適用し、施行日前に採取した試料に係る地質検査については、なお従前の例による。

- 5 施行日から3月を経過する日までの間に採取する試料に係る地質検査については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成31年規則第67号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に採取する試料に係る地質検査について適用し、施行日前に採取した試料に係る地質検査については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に採取した試料に係る地質検査については、施行日前においても、改正後の別表第1の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条第1項第1号及び別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に採取する試料に係る地質検査について適用し、同日前に採取した試料に係る地質検査については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年規則第48号)

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則 (令和7年規則第56号)

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

別表第1 (第2条第1項, 同条第2項, 第6条第2項第3号, 第16条第6項, 第19条第1項第4号)

(平26規則55・平29規則3・平31規則61・平31規則67・令3規則2・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格 (産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。) K0102 (以下「規格K0102」という。)) の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法 (規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。) 又は水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。) 付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリ	規格K0102の54に定める方法

	グラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61に定める方法
	土砂等の埋立て等を行う場所に係る土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3に掲げる方法及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等を行う場所に係る土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125（以下「規格K0125」という。）の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲

ル又は塩化ビニルモノマー)		げの方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法

ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは規格K0102の34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては，蒸留試薬溶液として，水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル，りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し，水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い，日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては，これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1，47.3又は47.4に定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中の濃度に係るものにあつては，土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し，これを用いて測定を行うものとする。この場合において，同表中「土壤」とあるのは，「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは，測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 「有機りん」とは，パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びEPNを

いう。

- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第2条の2）

（平24規則19・追加，令5規則48・一部改正）

- 1 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する開発行為，同法第34条第2項の規定による保安林における許可を要する行為及び同法第44条において準用する同法第34条第2項の規定による保安施設地区における許可を要する行為
- 3 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為，同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を要する行為及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 4 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可を要する行為
- 6 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可を要する宅地造成等に関する工事（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する宅地造成に関する工事を含む。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定による許可を要する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- 7 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為，同法第27条第1項の規定による河川区域内の土地における許可を要する行為，同法第55条第1項の規定による河川保全区域内における許可を要する行為，同法第57条第1項の規定による河川予定地における許可を要する行為及び同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 8 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を要する開発行為

- 9 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 11 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- 12 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 13 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 14 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項の規定による土地区画整理促進区域内における許可を要する行為
- 15 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為

別表第3（第8条第1項）

（平24規則19・旧別表第2線下，令5規則48・一部改正）

- 1 埋立事業区域の地盤に滑りやすい土質の層がある場合にあっては，その地盤に滑りが生じないようにくい打ち，土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において埋立事業を行う場合にあっては，埋立事業を行う前の地盤と埋立事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤に段切りその他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（埋立事業により生じるのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては，当該擁壁の上端）と当該のり面の最上部との高低差をいう。以下同じ。）及び当該のり面（擁壁を設置する場合にあっては，当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）のこう配は，次の表の左欄に掲げる土砂等の区分に応じ，それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるものであること。

砂，れき，砂質土，れき質土，通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの（以下「砂等」という。）のう	安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ，その他の場合にあっては10メートル以下	安定計算を行った場合にあっては安全が確保されるこう配，その他の場合にあっては垂直1メートルに対する水平
--	---	---

ち建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土（以下「建設発生土」という。）		距離が1.8メートル（土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配
砂等のうち建設発生土以外のもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
砂等以外の土砂等	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を設置する場合における当該擁壁の構造の基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定の例によること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該土砂等の埋立て等の高さ5メートルごとに埋立事業により生じるのり面に幅員1メートル以上の段を設けるとともに、当該のり面及び段に雨水等による当該のり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 埋立事業の完了後の埋立事業区域の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 埋立事業により生じるのり面は、風化その他の浸食から保護されるように石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講じられていること。
- 8 埋立事業区域（のり面の部分を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散を防止するための措置が講じられていること。
- 9 埋立事業区域とこれに隣接する土地との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- 10 埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要があると認められる場合にあっては、埋立事業区域及びその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定めて排水施設が設置されていること。
- 11 埋立事業を行うことにより埋立事業場の区域に隣接する土地に雨水等が滞水するお

それがあつては、これを防止するために雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第4（第8条第2項）

（平24規則19・旧別表第3線下）

- 1 埋立事業区域とこれに隣接する土地との間には、次の表の左欄に掲げる埋立事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅員の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さ（土砂等のたい積により生じるのり面の最下部と最上部との高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積により生じるのり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- 4 土砂等が飛散するおそれがある場合にあつては、散水その他の土砂等の飛散を防止するために必要な措置が講じられていること。